

## 令和6年度 外国語通訳派遣業務委託実施仕様書（単価契約）

### 1 目的

大阪市立保育所（公設置公営）（以下、「保育所」という）に通所している児童の保護者でかつ日本語が苦手な父親や母親等に対し、通訳者を派遣することにより円滑なコミュニケーションを図ることを目的とする。

### 2 事業実施期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

### 3 対象者

保育所に通所する父親や母親等

### 4 通訳する言語

中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語及びタガログ語とする。

なお、3言語以上は、保育所から連絡を受けてから1週間以内に派遣することが可能であること。その他の言語についても3週間以内に派遣することを可能とすること。

### 5 通訳者の要件

日本語及び通訳する言語において、日常会話及び読み書きができる満18歳以上の者とする。

### 6 通訳者が行う業務

保育所において、日本語が苦手な父親や母親に対し、児童の状況や家庭生活の相談等を行うにあたり通訳を行う

### 7 通訳者の派遣場所

児童が入所している保育所（別表「保育所一覧」参照）

### 8 業務手順

- (1) 受託事業者は、保育所からの日程調整の連絡を受け、通訳者を派遣する日時を確定させる。
- (2) 通訳者は、(1)で確定した日時に保育所へ出向き、保育所職員と保護者の通訳者として児童の状況や家庭生活の相談等の通訳を行う。
- (3) 業務終了後、「利用実績報告書（様式1）」に実施確認者のサインをもらい、派遣時間等を確定させる。

### 9 業務委託料の算定

#### (1) 通訳派遣時間の算定

保育所派遣時刻から8(2)終了時までとする。

#### (2) 件数

中国語 34件、韓国語 3件、ベトナム語 38件、英語 11件、ネパール語 13件、タガログ語 2件

ただし、本業務の件数は予定であるため、増減することがある。

なお、通訳利用当日に保育所からキャンセルの連絡があった場合は、業務を行ったものとみなし、1回分（1時間）の業務委託料を支払うものとする。

(3) 言語ごとの単価（別紙のとおり）

別紙の単価は1回1時間あたりの金額とする。

また、別紙の単価には通訳者派遣にかかる交通費及び事業者の保険料や事務費等、事業に必要な費用一切が含まれる。

(4) 支払方法

受託事業者は翌月10日までに当月分の通訳派遣等の実績に基づき、「月次報告書（様式2）」を作成し、当月分の「利用実績報告書（様式1）」を添えて保育所運営課に提出し、委託料を請求するものとする。ただし、3月分については3月末までに提出すること。

保育所運営課は受託事業者から提出された請求書に基づき、業務委託料の支払いを行う。

なお、保育所運営課は必要に応じて保育所に利用状況を確認することがある。

## 10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託事業者はこれを再委託することはできない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - イ 通訳派遣等業務（「4 通訳する言語」のうち、3言語以内の再委託を除く。）
- (2) 受託事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受託事業者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 11 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は研修報告書（様式3）を提出すること。

## 12 担当課

大阪市こども青少局幼保施策部保育所運営課

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル4階

電話：06-6684-9345

言語の種別	時間（※）	単価・円	金額・円
中国語	34		
韓国語	3		
ベトナム語	38		
英語	11		
ネパール語	13		
タガログ語	2		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※時間は予定であり、本市の都合により増減することがある。

## ■保育所一覧

No	保育所名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大淀保育所	531-0076	大阪市北区大淀中4-9-11	6458-6200
2	御幸保育所	534-0012	大阪市都島区御幸町2-7-13	6922-2000
3	毛馬保育所	534-0001	大阪市都島区毛馬町2-5-13	6924-1565
4	野田保育所	553-0005	大阪市福島区野田2-12-1	6462-0080
5	海老江保育所	553-0001	大阪市福島区海老江6-1-9	6451-5734
6	高見町保育所	554-0001	大阪市此花区高見3-1-4	6461-5610
7	西島保育所	554-0051	大阪市此花区西島1-18-19-101	6468-8105
8	南大江保育所	540-0011	大阪市中央区農人橋1-1-2	6942-0590
9	梅本保育所	550-0022	大阪市西区本田1-4-50	6581-2009
10	八幡屋保育所	552-0014	大阪市港区八幡屋3-11-6	6571-0204
11	磯路保育所	552-0003	大阪市港区磯路2-11-8	6572-6495
12	大浪保育所	551-0002	大阪市大正区三軒家東2-5-4-101	6554-5374
13	大正保育所	551-0012	大阪市大正区平尾2-23-5-101	6552-0300
14	味原保育所	543-0023	大阪市天王寺区味原町9-6	6762-0150
15	浪速第1保育所	556-0025	大阪市浪速区浪速東3-2-53	6568-1901
16	浪速第5保育所	556-0027	大阪市浪速区木津川2-3-46	6568-1905
17	小田町保育所	556-0024	大阪市浪速区塩草2-1-12	6562-0008
18	柏里保育所	555-0022	大阪市西淀川区柏里3-17-1-101	6471-0440
19	姫島保育所	555-0033	大阪市西淀川区姫島4-21-7	6471-0859
20	三国保育所	532-0004	大阪市淀川区西宮原2-6-57	6391-5040
21	加島第1保育所	532-0031	大阪市淀川区加島1-32-17	6309-3090
22	木川第1保育所	532-0013	大阪市淀川区木川西4-4-3-101	6303-5018
23	西大道保育所	533-0011	大阪市東淀川区大桐2-8-2-100	6329-8810
24	西淡路第2保育所	533-0031	大阪市東淀川区西淡路5-1-14	6323-5160
25	豊里第1保育所	533-0013	大阪市東淀川区豊里7-21-23	6328-5200
26	日之出保育所	533-0033	大阪市東淀川区東中島4-11-25	6323-9800
27	東小橋保育所	537-0024	大阪市東成区東小橋3-7-4	6971-3970
28	生野保育所	544-0022	大阪市生野区舍利寺1-11-14	6731-3937
29	中川保育所	544-0005	大阪市生野区中川2-4-26	6751-5177
30	生江保育所	535-0004	大阪市旭区生江3-14-13	6922-7797
31	大宮第1保育所	535-0003	大阪市旭区中宮2-22-22	6951-3998
32	鯰江保育所	536-0004	大阪市城東区今福西1-13-4	6931-8080
33	鳴野保育所	536-0014	大阪市城東区鳴野西5-3-3-100	6961-3756
34	関目保育所	536-0008	大阪市城東区関目1-24-27	6931-7070

## ■保育所一覧

No	保育所名	郵便番号	所在地	電話番号
35	茨田第1保育所	538-0051	大阪市鶴見区諸口5-浜6-17	6912-6149
36	阪南保育所	545-0021	大阪市阿倍野区阪南町3-26-13	6623-0277
37	北加賀屋保育所	559-0017	大阪市住之江区中加賀屋2-17-1	6681-2673
38	御崎保育所	559-0013	大阪市住之江区御崎7-2-4	6685-6693
39	住吉保育所	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5-9-4	6678-7031
40	住吉乳児保育所	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5-5-16	6672-3831
41	苅田南保育所	558-0011	大阪市住吉区苅田9-1-12	6698-8500
42	万領保育所	558-0056	大阪市住吉区万代東4-1-29	6694-1623
43	鷹合保育所	546-0014	大阪市東住吉区鷹合1-5-16	6696-3891
44	矢田教育の森保育所	546-0023	大阪市東住吉区矢田5-2-12	6692-0053
45	加美第2保育所	547-0003	大阪市平野区加美南1-9-45	6791-0730
46	長吉第1保育所	547-0013	大阪市平野区長吉長原東2-1-22	6709-1991
47	瓜破保育所	547-0024	大阪市平野区瓜破3-3-64	6707-0700
48	喜連保育所	547-0027	大阪市平野区喜連6-7-44	6790-2700
49	千本保育所	557-0055	大阪市西成区千本南2-11-20	6651-0073
50	長橋第2保育所	557-0023	大阪市西成区南開1-7-7	6562-0016
51	北津守保育所	557-0061	大阪市西成区北津守3-5-32	6561-5525
52	松之宮保育所	557-0032	大阪市西成区旭2-7-17	6567-3460
53	南津守保育所	557-0063	大阪市西成区南津守2-4-61	6658-4818

(様式1)

年 月 日

## 利用実績報告書

大阪市こども青少年局長 様

受託事業者

次のとおり、外国語通訳を行いましたので、報告します。

保育所名						
通訳言語						
派遣日時	年	月	日	:	～	:
上記のとおり、外国語の通訳の実施を確認しました。						
<u>実施確認者（サイン）</u>						

※派遣時間は、1時間単位で記入してください。

(様式2)

## ■月次報告書(年月分)

年 月 日

(様式3)

令和6年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月　　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象 (受講人数)